

# 那須烏山市消防団協力事業所表示制度実施規程

令和2年3月31日  
那須烏山市規程第37号

(目的)

**第1条** この規程は、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 市長が、消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付する事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長、副団長及び分団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(協力事業所の認定申請及び推薦)

**第3条** 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定申請書（別記様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、事業所等を協力事業所に推薦するときは、当該事業所等の意思を確認した上で、消防団協力事業所表示推薦書（別記様式第2号）により、市長に推薦することができる。

(認定基準)

**第4条** 市長は、前条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、事業所等が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所等を協力事業所として認定するものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等市長が特に優良と認める事業所等

2 前項の規定にかかわらず、事業所等が消防関係法令に違反しているときは、当該事業所等を協力事業所として認定しないものとする。

(認定書及び表示証の交付)

**第5条** 市長は、前条の第1項の規定により協力事業所として認定したときは、当該協力事業所に消防団協力事業所認定書（別記様式第3号）及び表示証（別記様式第4号）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

**第6条** 協力事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 協力事業所の見やすい場所
  - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式をいう。）等により行う映像その他の広告
- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、前項の表示のほかに、当該協力事業所が所在する市町村の名称も付すことができる。
  - 3 協力事業所は、表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

**第7条** 市長は、表示証を交付したときは、消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第5号）に協力事業所の名称、住所、有効期間その他の必要事項を記録するものとする。

(有効期間)

**第8条** 表示の有効期間は、認定の日から2年間又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けたときは、当該認定を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条の規定による表示を行うことができない。
- 3 市長は、表示の有効期間を満了する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

**第9条** 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（別記様式第6号）により当該協力事業所に通知するものとする。

- (1) 協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。
  - (2) 第4条第1項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、協力事業所として認定することが適当でない認められるとき。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

**第10条** 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。